

鳥取市助産所施設・設備整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市助産所施設・設備整備事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市が実施する鳥取市産後母子支援事業実施要綱（令和2年4月1日施行）第2条第2号に定める母子ショートステイ事業を行う助産所（医療法（昭和23年法律第205号）第2条に規定する助産所をいう。以下同じ。）の施設及び設備の整備促進を図ることにより、産婦の心身のケアを行う施設の増加・充実等を行い、産後の児童虐待防止及び子育て支援に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、別表第1項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表第2項に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、別表第3項に掲げる補助基準額と補助事業に要する同表第4項に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）を比較していずれか低い額に同表第5項に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。この場合において、補助対象経費のうち借家に係る賃借料は、交付決定日の属する年度の4月1日から3月31日までのものを対象とする。
 - 3 なお、鳥取市中小企業・小規模企業振興条例（平成29年鳥取市条例第2号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、市内中小企業・小規模企業への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、補助事業を行う20日前までに行わなければならない。ただし、補助対象経費が借家に係る賃借料の場合は、この限りでない。
- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。
- 2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわら

ず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

- 第6条 規則第9条の市長が別に定める変更は、別表第6項に定めるもの以外の変更とする。
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

- 第7条 規則第12条の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から起算して30日を経過する日までに行わなければならない。
- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

- 第8条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。
- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
- （1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

- 第9条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（雑則）

- 第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、健康こども部長が別に定める。

附 則
この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	鳥取市内に設置する助産所の施設・設備整備事業 ただし、鳥取県助産所施設・設備整備事業補助金の交付を受けるものに限る。
2 事業実施主体	助産所開設者
3 補助基準額	助産所1か所当たり6,000,000円
4 補助対象経費	助産所において母子ショートステイ事業を行うにあたり、施設や設備を整備するために必要な以下の経費（ただし、当該施設運営職員の人件費に関するものは対象外とする。） （1）建物の増改築に要する経費（解体撤去を伴う場合はそれに関連する費用を含む。） （2）建物に付随する設備の設置等に要する経費 （3）備品の購入に要する経費 （4）借家に係る賃借料 （5）その他市長が認めるもの
5 補助率	1/4
6 重要な変更	（1）本補助金の増額変更 （2）事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

様式第1号（第4条関係）

年度鳥取市助産所施設・設備整備事業計画書

1 実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 設置主体及び運営主体
- (3) 入所（利用）定員
- (4) 事業開始予定日 ※新設の場合のみ

2 事業計画の概要

- (1) 事業内容
- (2) 事業の目的

3 事業費内訳

- (1) 対象経費の実支出予定額

(単位：円)

科目	金額	算出内訳
増改築費		
備品購入費		
合計		

※記載内容が多い場合等は、上記内容が分かるものを別紙として添付に代えても差し支えない。

4 他の補助金の活用の有無（有・無） ※いずれかに○を付すこと。

（「有」に○を付した場合、下記についても記載すること。）

- ・補助金名
- ・事業内容
- ・補助金に係る問合せ先（補助金所管部署名や団体名及び連絡先）

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者） ※いずれかに○を付すこと。

6 添付書類

- (1) 補助金申請額内訳書（別紙1）
- (2) 見積書等金額が確認できる書類
- (3) 建物平面図及び立面図 ※建物の増改築を行う場合
- (4) 現状が確認できる建物・備品の写真

様式第2号（第7条関係）

年度鳥取市助産所施設・設備整備事業報告書

1 実施施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 設置主体及び運営主体
- (3) 入所（利用）定員
- (4) 事業開始予定日 ※新設の場合のみ

2 事業実績の概要

- (1) 事業内容
- (2) 事業の実績

3 事業費内訳

- (1) 対象経費の実支出額

(単位：円)

科目	金額	算出内訳
増改築費		
備品購入費		
合計		

※記載内容が多い場合等は、上記内容が分かるものを別紙として添付に代えても差し支えない。

4 他の補助金の活用の有無（有・無） ※いずれかに○を付すこと。

（「有」に○を付した場合、下記についても記載すること。）

- ・補助金名
- ・事業内容
- ・補助金に係る問合せ先（補助金所管部署名や団体名及び連絡先）

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者） ※いずれかに○を付すこと。

6 添付書類

- (1) 補助金精算額内訳書（別紙2）
- (2) 契約書、請求書、支払領収書の写し
- (3) 建物平面図及び立面図 ※建物の増改築を行う場合
（交付申請書に添付したものと同一の場合は省略可）
- (4) 改修した建物主要部分の写真、購入備品の写真

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日 号

年度鳥取市助産所施設・設備整備事業仕入控除税額確定報告書

様

職 氏 名 印

年 月 日付第 号で交付の決定（又は変更決定）された補助金について、鳥取市助産所施設・設備整備事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	交付金の確定額	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	金	円